一般名処方算に関する掲示

・ 当院では、患者さんに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携のうえ、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず成分名で記載すること）を行っております。

・ 令和６年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

・ 特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の４分の１相当の料金のことを言います。

ご不明な点がありましたら、受付までお問合せください。

令和7年4月1日

医療法人社団 医誠会
湘陽かしわ台病院